

令和6年度における 所得税関係の改正について(上)

鷲見太希 / 増田高也

賃金の上昇が物価高に追い付いていない国民の負担を緩和し、物価の上昇を上回る持続的な賃金の上昇が行われる経済の実現を目指す観点からの令和6年分における所得税額の特別控除の実施及び給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度の強化等並びに資本の蓄積の推進及び生産性の向上による供給力の強化のための産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の税額控除制度及び特許権等の譲渡等による所得の課税の特例の創設を行うとともに、新たな産業の創出及び育成を推進するための特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等の適用要件

の見直し並びに経済のグローバル化を踏まえた特定プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関する消費税の課税の特例の創設を行うほか、納税環境の整備、租税特別措置の見直し等所要の措置を講ずることを内容とした「所得税法等の一部を改正する法律」は、国会における審議を経て令和6年3月28日に参議院本会議で可決・成立し、3月30日に関係政省令とともに公布され、原則として4月1日から施行されている。

以下これらの改正内容について概要を説明する。

所得税法等の改正

1 新たな公益信託制度の創設に伴う所得税法等の整備 (所法9等関係)

(1) 改正の内容

- ① 公共法人等及び公益信託等に係る非課税について、適用対象となる公益信託が公益信託に関する法律の公益信託（以下「公益信託」という。）とされ、公益信託の信託財産につき生ずる所得（貸付信託の受益権の収益の分配に係るものにあつては、その受益権が信託財産に引き続き属していた期間に対応する部分に限る。）については、所得税を課さない

こととされた。

- ② 贈与等の場合の譲渡所得等の特例について、対象となる資産の移転の事由に「公益信託の受託者である個人に対する贈与又は遺贈（その信託財産とするためのものに限る。）」が追加され、譲渡所得の基因となる資産等について公益信託の受託者に対する贈与又は遺贈があった場合には、受託者の主体の属性（個人・法人）にかかわらず、その贈与又は遺贈によるみなし譲渡課税を行うこととされた。